

# 宮津与謝消防組合インターネット公有財産売却

宮津与謝消防組合インターネット公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社（KSI）が提供する官公庁オークションシステムを利用して行います。

詳細は、宮津与謝消防組合が定めるガイドライン及び「KSI 官公庁オークション」の web サイトをご確認ください。

KSI 官公庁オークション → <https://kankocho.jp/> <外部リンク>

## お手続きの流れ

### 1 ログインIDの取得

入札に参加するには、官公庁オークションシステムのログインIDが必要となります。ログインIDの取得は、「KSI 官公庁オークション」ページでのみ行うことができます。

### 2 入札参加仮申込み

入札への参加申込みから落札決定までは、官公庁オークションシステム上で行います。参加申込みを完了するには、官公庁オークションシステム上で「入札参加仮申込み」を行う必要があります。

入札参加仮申込みは、物件の詳細画面から行います。

※入札への参加は、誓約書及び宮津与謝消防組合インターネット公有財産売却ガイドラインへの同意が前提となります。

※入札参加仮申込みは、物件ごとに必要となります。

### 3 入札保証金の納付

官公庁オークションシステム上での入札参加仮申込みには、入札保証金の納付が併せて必要となります。

入札保証金の納付は、クレジットカードでのみ行うことができます。

※原則、クレジットカードの「与信枠」を一時的にお預かりする形で納付していただきます。

### 4 入札参加申込みの完了

入札参加仮申込みの登録内容と入札保証金の納付が宮津与謝消防組合側で確認できまし

たら、登録内容等を審査した上で登録に用いられたログイン ID に入札参加資格を付与します。

審査に当たって、本人確認を目的とした電話連絡や身分を証するもの（運転免許証等を複写したもの）の提出を求める場合があります。

なお、審査には2日（土日祝日除く。）ほどかかる場合がありますのでご留意ください。

## 5 入札

---

入札参加資格が付与されたログイン ID でのみ、官公庁オークションシステム上で入札価格を登録してください。

入札価格は、「入札形式」の場合は一度しか登録できませんが、「せり売形式」の場合は入札期間中であれば何回でも登録できます。

## 6 開札

---

入札期間終了後、官公庁オークションシステム上で開札を行い、入札価格が予定価格以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

ただし、「入札形式」での公有財産売却において、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により落札者を決定します。

落札者が納付した入札保証金は、開札後にその全額を契約保証金に充当します。

落札者以外が納付した入札保証金は、開札後にその全額を還付します。

※クレジットカードにより納付された入札保証金を還付する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

## 7 契約手続き

---

落札者に対して、電子メール等により契約締結に関する案内を行います。

## 8 売払代金の支払い

---

落札者が納付した契約保証金（充当した入札保証金）は、売払代金に全額充当します。

落札者は、売払代金の残金を、宮津与謝消防組合が指定する方式（銀行振込又は現金持参）で期日までにお支払いください。

※売払代金の残金＝落札価格－契約保証金（充当した入札保証金）

※売払代金の残金の支払いに要する経費等は、落札者の負担となります。

## 9 権利移転の手続き

---

(1) 不動産

ア 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて宮津与謝消防組合が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

なお、売払代金の残金納付期限は宮津与謝消防組合が指定する日となります。

イ 共同入札の場合は、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に宮津与謝消防組合に対して任意の書式にて申請してください。

ウ 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記請求書提出後2週間程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車

ア 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

## 10 引渡し

---

公有財産が不動産である場合、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

公有財産が不動産以外である場合、売払代金の残金納付確認後、売払代金納付時の現状のまま、宮津与謝消防組合が指定する場所において直接引き渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

引渡しに伴う一切の費用は落札者の負担となります。

## 11 売却の完了

---

一度引き渡された公有財産は、いかなる理由があっても返品・交換はできませんのでご注意ください。